

【梁紀四】 起旃蒙協洽，盡著雍閭茂，凡四年。

■梁、●北魏、続国訳漢文大成 經子史部 第9卷 007p

高祖武皇帝四天監十四年（乙未，515年）

■春，正月，乙巳（41-41+1=1日）朔，上は太子に太極殿に冠せしむ，大赦す。

■辛亥（47-41+1=7日），上は南郊を祀る。

【北魏武皇帝殂し宮廷クーデター】

●【宣武皇帝殂し、太子立つ】 甲寅（50-41+1=10日），魏主（年33，宣武皇帝と諡し、廟を世祖と号す）は疾有り。

丁巳（53-41+1=13日），式乾殿に於いて殂す。侍中、中書監、太子の少傅の崔光，侍中、領軍將軍の於忠，詹事の王顯，中庶子の代人の侯剛は，太子の詔（宣武皇帝二男）を東宮に迎え，顯陽殿に至る。王顯は明（明日）を須ちて（9-008p）即位禮を行わんと欲す，崔光は曰く、

「天位は暫く曠しくする可からず，何ぞ明に至るを待つや！」

顯は曰く、

「須く中宮に奏すべし。」

光は曰く、

「帝崩じ，太子立つは，國之常典なり，何の中宮の令を須つ也！」

是に於いて光等は太子に哭するを止め，東序に立つを請う。於忠は黃門郎の元昭と與に太子を扶け西面して哭すること十餘聲、

「止め。」

光は太尉を攝し，策を奉じて璽綬を進め，太子は跪いて受け，袞冕之服を服し，太極殿に御し，皇帝に即位す。光等は夜直の群官と與に庭中に立ち（高氏の介入阻止の為急ぐ），北面稽首して萬歲を稱す。昭は，遵（108卷晉の孝武帝太元20年にあり）之曾孫也。

■【劉騰らは高后から胡貴嬪を護る】 高后は胡貴嬪を殺さんと欲し，中給事（宦官。北齊の制で中侍中省に中侍中・中常侍・中給事中あり、魏の制による）の譙郡の劉騰は以て侯剛に告げ，剛は以て於忠に告げる。忠は計を崔光に問い，光は貴嬪を別所に置か使め，嚴に守衛を加え，是に由り貴嬪は深く四人を德とす。戊午（54-41+1=14日），魏は大赦す。己未（55-41+1=15日），悉く西伐（蜀を伐つ兵）、東防（淮を防ぐ兵）の兵を召く。驃騎大將軍の廣平王の懷（元懷）は疾を扶けて入りて臨み，逕に太極の西廡に至りて，哀慟し，侍中、黃門、領軍、二衛（晉初に始まる、左右衛將軍は統べる）を呼びて，云く、

「身は殿に上りて大行を哭せんと欲す，又た須く入りて主上に見えん。」

衆は皆な愕然として相い視て，敢えて對える者無し。崔光は衰を攘い杖を振（擧）げて，漢の光武の崩に趙熹が諸王を扶けて殿を下るの故事（44卷光武帝中元二年にあり）を引いて，聲色は甚だ厲し，聞く者は善しと稱せざるは莫し。懷は聲淚俱に止み，曰く、

「侍中は古義を以て我を裁す，我は敢えて服さざるや？」

遂に還り，仍って頻りに左右を遣わして謝を致す。

●【反高肇派の策謀】 是より先，高肇は權を擅にし，尤も宗室の時望有る者を忌む。太子の太保の任城王の澄は數々肇の譖する所と為り，自ら全くせざらん（澎城王緄の禍に懲りる）ことを懼れ，乃ち終日酣飲し，為

す所狂するが如く、朝廷の機要は關豫する所無し。世宗の歿するに及び、肇は兵を外（蜀を伐つ兵）に擁し、朝野は安んぜず。於忠は門下（門下省には侍中などの官あり）と議し、肅宗の幼く、未だ能く親政せざるを以て、宜しく太保の高陽王の雍をして入りて西柏堂に居り庶政を省決し、任城王の澄を以て尚書令と為し、百揆を總攝せ使むべしとし、皇后に奏して即ち敕授（手詔を以て二王に授ける。倉卒にして詔を下すに及ばず、沮閣する者有るを慮る）せんと請う。王顯は素より世宗に寵有り、勢いを恃みて威を使い、世（統は衆）の疾む所と為り、澄等の容れる所と為らざらんを恐れ、中常侍の孫伏連等と密に門下之奏を寝ね、皇后令を矯め、高肇を以て録尚書事とし、顯と勃海公の高猛を以て同じく侍中と為さんと謀る。於忠等は之を聞き、托するに侍療效無きを以て、顯を禁中（侍御師の王顯と詹事の王顯は同一人物か）に執り、下詔して爵任を削る。顯は執られるに臨みて冤と呼び、直閣は刀鐙を以て其の掖（腋）下を撞き、右衛府に送り、一宿し而して死す。庚申（56-41+1=16日）、下詔して門下の奏する所の如く（9-009p）、百官己を總べて二王に聴き、中外は悦服す。
■二月，庚辰（16-10+1=7日）、皇后を尊びて皇太后と為す。

●【高肇の誅殺】魏主は名を稱し書を為りて哀を高肇に告げ、且つ之を召して還らしむ。肇は變を承けて憂懼し、朝夕哭泣し、羸悴（憔悴）するに至る。歸りて瀟澗（二水の名）に至り、家人は之を迎え、與に相い見ず。辛巳（17-10+1=8日）、闕下に至り、衰服號哭し、太極殿に升りて哀を盡す。高陽王の雍は於忠と密かに謀り、直寝の邢豹等十餘人を舍人省の下に伏し、肇の哭畢わりて、引きて西廡に入り、清河の諸王は皆な竊^{ひそか}に言い之を目す。肇は省に入り、豹等は之を扼殺し、下詔して其の罪惡を暴き、「肇は自盡せり」

と稱し、自餘の親黨は悉く問う所無く、職爵を削除し、葬るに士禮を以てす。昏に逮^{およ}びて、廁門より屍を出し其の家に歸す。

●■【蜀を巡る魏梁の戦い】魏之蜀を伐つ也、軍は晉壽に至り、蜀人は震え恐れる。傅豎眼（益州刺史を以て晉壽に治す）は歩兵三萬を將して巴北を撃ち、上は寧州刺史の任太洪を遣わして陰平（鄧艾の鎮とは別の場所、四川省東川道梓潼県西北160里、現・綿陽市梓潼県）より間道して其の州に入り、氐、蜀を招誘し、魏の運を絶つ。會々魏の大軍は北に還り、太洪は魏の東洛（四川省嘉陵道昭化県、現・广元市元壩区）、除口（蘧除水が漢水に注ぐ所）の二戍を襲い破り、「梁兵は繼いで至る」

と聲言し、氐、蜀は翕然として之に従う。太洪は進みて關城（白水關城、四川省嘉陵道昭化県西北、現・广元市元壩区沙州鎮）を圍み、豎眼は統軍の姜喜等を遣わして太洪を撃ち、大いに之を破り、太洪は關城を棄てて走り還る。

●癸未（19-10+1=10日）、魏は高陽王の雍を以て太傅と為し、太尉を領せしめ、清河王の懌を司徒と為し、廣平王の懷を司空と為す。

●【高太后は失脚、尼となる】甲午（30-10+1=21日）、魏は宣武皇帝を景陵に葬し、廟號を世宗とする。己亥（35-10+1=26日）、胡貴嬪を尊びて皇太妃と為す。三月，甲辰（40-40+1=1日）朔、高太后を以て尼と為し（胡三省曰く、子が母を廢するの義無し、魏の乱れるは宜なりと）、徙して金墉の瑤光寺（馮后など廢后はここに居る）に居らしめ、大節慶に非ざれば、宮に入るを得ず。

●【郭祚は浮山堰の難を衝くべしと】魏の左僕射の郭祚は表して稱す、「蕭衍は狂悖にして、川瀆（浮山堰を築く）を斷つを謀り、役は苦しく民勞し、危亡已に兆せり。宜しく將に命じて師を出し、長驅して撲討すべし。」

魏は平南將軍の楊大眼に詔して諸軍を督して荊山（安徽省淮泗道懷遠県西南、現・蚌埠市懷遠県）に鎮す。

● 〔魏の於忠の専政〕 魏の於忠は既に門下（侍中となる）に居り、又た宿衛を總べ、遂に朝政を専らにし、權は一時を傾ける。

● 〔於忠は緩和策取る〕 初め、太和中は、軍國多事にして、高祖は用度の足らざるを以て、百官之祿は四分して一を減じ、忠は悉く命じて減ずる所之祿を歸さしむ。舊制には民の税は絹一匹、別に綿八兩、布一區を輸し、別に麻十五斤を輸せしめ、忠は悉く之を罷む。乙丑（1+60-40+1=2 2 日）、詔して文武の群官は各々位一級を進める。（9-010p）

■ 〔浮山の堰の無謀〕 夏，四月，浮山の堰は成り而して復た潰ゆ。或は言わく、「蛟龍は能く風雨に乗りて堰を破る、其の性は鐵を惡む」

乃ち東、西治（建康に東西治あり、各々治令を置き之を掌る）の鐵器數千萬斤を運びて之を沉め、亦た合する能わず。乃ち樹を伐りて井干（井欄、木を疊みて井幹の形を為す）を為り、填たすに巨石を以てす。土を其の上に加え、淮に縁いて百里の内に木石鉅細と無く皆な盡き、負簷する者は肩上一切な穿ち、夏の日疾疫し、死者は相枕し、蠅蟲（うじ虫）晝夜聲合う。

● 〔武興之圍みを解く〕 魏の梁州刺史の薛懷吉は叛氏を沮水（陝西省漢中道略陽県、現・漢中市）に破る。懷吉は、真度（140 卷齊の明帝建武二年にあり）之子也。五月，甲寅（50-39+1=1 2 日），南秦州（駱谷城に治し、天水・漢陽・武都・武階・脩武・仇池郡を領す。陝西省關中道鞏留縣の西南、現・西安市周至縣）刺史の崔暹も又た叛氏を破り、武興（現・漢中市略陽縣）之圍みを解く。

● 〔沙門の法慶の妖乱〕 六月，魏の冀州の沙門の法慶は妖を以て衆を幻惑し、勃海人の李歸伯等と亂を作り、法慶を推して主と為す。法慶は尼の惠暉を以て妻と為し、歸伯を以て十住菩薩（魏書によれば十人を殺すを以ていう）、平魔軍司、定漢王と為し、自ら大乘と號す。又た狂藥を合わせ、人をして之を服さ令め、父子兄弟は復た相い識らず、唯だ殺害を以て事と為す。刺史の蕭寶寅は兼長史の崔伯驎を遣わして之を撃たしめ、伯驎は敗死す。賊衆は益々盛んにして、所在は寺捨を毀し、僧尼を斬り、經像を燒き、云わく「新佛は世に出で、衆魔を除去す。」

秋，七月，丁未（43-38+1=6 日），詔して右光祿大夫の元遙に征北大將軍を假し以て之を討たしむ。

【北魏の於忠の専政と反発】

● 〔裴植の暴言〕 魏の尚書の裴植（裴叔業の兄の子）は、自ら謂うに入門は王肅に後れずと、朝廷は之を處すること高からざるを以て、意は常に怏怏とし、表請して官を解き嵩山に隠れんとす、世宗は許さず、深く之を怪しむ。尚書と為るに及び、志氣は驕滿にして、毎に人に謂って曰く、

「我は尚書を須つに非ず、尚書も亦た我を須つ。」

入りて議論に參する毎に、好みて面のあたりに群官を譏毀す、又た徵南將軍の田益宗を表して、言わく「華、夷は類を異にす、應に百世の衣冠之上に在るべからず。」

於忠、元昭（皆北人なり）は之を見て切齒す。

● 〔魏の郭祚の冒進〕 尚書左僕射の郭祚は、冒進（冒瀆推進）して已まず、自ら東宮の師傅（天監十年魏は郭祚を以て太子の少師を領せしむ）を以て、尚書を列辭し（続は欠如）、封侯、儀同を望み、詔して祚を以て都督雍、岐（魏の太和 11 年に置く、雍城鎮に治し平秦・武都・武功の三郡を領す。陝西省關中道鳳翔縣、現・宝鸡市鳳翔区）、華三州諸軍事、征西將軍、雍州刺史と為す。

● 〔於忠は裴植・郭祚を誅殺〕 祚は植と皆な於忠の専横を惡み、密に高陽王の雍に勸めて之を出で使む。

忠は之を聞き、大いに怒り、有司をして其の罪を誣奏せ令む。尚書は奏す、

「羊祉は植の姑の子の皇甫仲達に告げて云わく、『植の旨を受け、詐りて詔を被ると稱し、部曲を帥合して於忠を圖らんと欲す。』臣等は窮治すれども、辭は伏引（罪に服す）せず。然るに衆證（多くの証人）明暁なり、律に准ずれば死に當る。衆證は植を見ずと雖も、皆な言う、『仲達は植の使う所と為る、植は仲達を召して責問し而して告列せず』。情狀を推論するに、同せざる之理は、(9-011p) 分明にする可からず、之を常獄に同じくし、降減する所有るを得ず、計るに仲達と同じく植を死刑に處すべし。植は親ら城衆を帥い、王化に附從し、律に依りて議を上り、乞う裁處を賜うべし。」

忠は矯詔して曰く、

「凶謀は既に爾り、罪は當に恕すべからず。歸化之誠有りと雖も、上議を容れる無し、亦た秋分を待つを須いず。」

八月、己亥（35-7+1=29日）、植は郭祚及び都水使者の杜陵の章俊と皆な死を賜う。俊は、祚之婚家也。忠は又た高陽王の雍を殺さんと欲し、崔光は固執して従わず、乃ち雍の官を免じ、王を以て第に還らしむ。朝野は冤憤し、切齒せざるもの莫し。

●「胡太妃は皇太后に」 丙子（12-7+1=6日）、魏は胡太妃を尊びて皇太后と為し、崇訓宮に居る。於忠は崇訓衛尉を領し、劉騰は崇訓太僕と為り、侍中を加え、侯剛は侍中撫軍將軍と為す。又た太后の父の國珍を以て光祿大夫と為す。

●●庚辰（16-7+1=10日）、定州刺史の田超秀は衆三千を帥いて魏に降る。

●戊子（24-7+1=18日）、魏は大赦す。

●「魏の政變の論功行賞」 己丑（25-7+1=19日）、魏の清河王の懌は位を太傅に進め、太尉を領し、廣平王の懷（情×）太保と為し、司徒を領し、任城王の澄を司空と為す。庚寅（26-7+1=20日）、魏は車騎大將軍の於忠を以て尚書令と為し、特進の崔光を車騎大將軍と為し、並びに儀同三司を加える。魏の江陽王の繼は、熙之曾孫也、先に青州刺史と為り、良人を以て婢と為すに坐して爵を奪わる。繼の子の又は胡太后の妹を娶る。壬辰（28-7+1=22日）、詔して復た本封を繼ぎ、又を以て通直散騎侍郎と為し、又の妻を新平郡君と為し、仍ほ女侍中に拜す。

【文武両道の胡皇太后の臨朝稱制】

●「靈太后の臨朝稱制」 群臣は奏して皇太后に臨朝稱制を請う、九月、乙巳（41-37+1=5日、乙未×）、靈太后（胡太后の諡）は始めて臨朝聽政し、猶ほ令と稱して以て事を行い、群臣は上書するに殿下と稱す。太后は聰悟にして、頗る好く讀書屬文し、射ては能く針孔に中たり、政事は皆な手筆して自ら決す。胡國珍に侍中を加え、安定公に封じる。

●「太后は於忠を冀州刺史に出す」 郭祚等の死するより、詔令生殺は皆な於忠より出、王公は之を畏れる、足を重ね脅息（息を潜める）す。太后は既に親政し、乃ち忠の侍中、領軍、崇訓衛尉を解き、止だ儀同三司、尚書令と為す。後に旬餘にして、太后は門下の侍官（侍中より散騎常侍・侍郎に至るまで）を崇訓宮に引き、問いて曰く、

「忠は端揆（宰相、続は端右）に在り、聲望は何如？」

鹹な曰く、

「闕の任に稱^{かな}わず。」

乃ち忠を出して都督冀、定、瀛三州諸軍事、征北大將軍、冀州刺史と為す。司空の澄を以て尚書令を領せ

しむ。澄は奏す、

「安定公は宜しく禁中に入入りし、大務に参咨すべし。」

詔して之に従う。

● 〔法慶らを討伐〕 甲寅 (50-37+1=14日)、魏の元遙は大乘の賊を破り、法慶並びに渠帥百餘人を擒とし、首を洛陽に傳える。(9-012p)

■ 〔西硖石の攻防戦〕 左游撃將軍の趙祖悦は魏の西硖石 (淮水東して壽春の北を過ぎ、北して山峡谷を経るを硖石という。対岸の山上に二城を結び、以て津要を防ぐ。淮水の西岸にあるを西硖石という。安徽省淮泗道壽県、現・淮南市壽県) を襲い、之に據り以て壽陽に逼る。更に外城を築き、緣淮之民を徙し以て城内を實す。將軍の田道龍等は散じて諸戌を攻め、魏の揚州刺史の李崇は諸將を分遣して之を拒がしむ。癸亥 (59-37+1=23日)、魏は假鎮南將軍の崔亮を遣わして西硖石を攻めしめ、又た鎮東將軍の蕭寶寅を遣わして淮堰を決せしむ。

● 冬、十月、乙酉 (21-6+1=16日)、魏は胡國珍を以て中書監、儀同三司と為し、侍中は故の如し。

■ 甲午 (30-6+1=25日)、弘化 (不詳) 太守の杜桂は郡を擧げて魏に降る。

● 〔於忠の專政を皆止められず〕 初め、魏の於忠の事を用いるや、自ら言わく、

「世宗は其の優轉を許せり」

太傅の雍等は皆な敢えて違えず、忠に車騎大將軍を加える。忠は又た自ら謂えらく、新故之際は社稷を定める之功有りと、百僚に諷して己の賞を加え令む。雍等は忠を常山郡公に封じるを議す。忠は又た獨り受けるを難とし、乃ち朝廷に諷して、同じく門下に在る者皆な封邑を加えしむ。雍等は已むを得ず復た崔光を封じて博平縣公と為し、而して尚書の元昭 (魏主の立つや、門下にあり) 等は上訴して已まず。太后は公卿に敕して再議せしめ、太傅の懌等は上言す、

「先帝は升遐 (崩御) し、乘輿を奉迎し、省闔を侍衛するは、乃ち臣子の常職にして、此を以て功と為す容からず。臣等は前に忠に茅土^{ぼうど}を授けるを議し、正に其の威權を畏れ、苟くも暴戾を免れんとするを以ての故也。若し功過を以て相い除けば、悉く應に賞すべからず、請う皆な追奪せん。」

崔光も亦た章綬茅土を奉送す。表は十餘^{たてまつ}上る、太后は之に従う。

● 〔太后は於忠の罪を問わず〕 高陽王の雍は上表して自ら劾し、稱す、

「臣は初め柏堂に入り、詔旨之行われるを見るに一に門下に由り、臣出だし君行うは (殺生与奪は皆於忠の意に出て詔書これを行う)、深く不可なるを知り而るに禁ずる能わず。於忠は專權し、生殺は自ら恣にす、而るに臣は違える能わず。忠は規^{はか}りて臣を殺さんと欲し、在事 (位に在り事に任ずるの臣、崔光の事) の執拒 (不可を執りて忠を拒む) に頼る。臣は忠を外に出さんと欲し、心在れども未だ行わず、返りて忠に廢せらると為る。官を忝くし祿^{かきね}を尸とし、恩私に孤負す、請う私門に返り、伏して司敗 (司寇) を聽かん。」

太后は忠が保護之功有るを以て、其の罪を問わず。十二月 (閏月)、辛丑 (37-35+1=3日)、雍を以て太師と為し、司州牧を領さしめ、尋いで復た尚書事を録さしめ、太傅の懌、太保の懷、侍中の胡國珍と與に入りて門下に居り、同じく庶政^{おさ}を厘めしむ。

● 己酉 (45-35+1=11日)、魏の崔亮は硖石に至り、趙祖悦は逆えて戦い而して敗れ、閉城して自ら守る。亮は進みて之を圍む。

● 乙卯 (51-35+1=17日)、魏主及び太后は景陵に謁す。

■ 是の冬、寒さは甚だしく、淮、泗は盡く凍り、浮山堰の士卒は死者は什に七八。

● ■ 〔元法僧の失政と張齊派遣〕 魏の益州刺史の傅豎眼は、性は清素にして、民、獠は之に懷^{なつ}く。龍驤將

軍の**元法僧**は**豎眼**に代わりて (9-013p) 益州 (魏の東益州) 刺史と為る、素より治干 (事を処理する才能) 無く、加えるに貪殘を以てし、王、賈の諸姓は、本州の士族なるは、**法僧**は皆な召して兵と為す。葭萌の民の**任令宗**は衆心之魏を患うるに因る也、魏の晉壽太守を殺し、城を以て來降し、民、獠は多く之に應ず。益州刺史の鄱陽の**王恢**は巴西、梓潼二郡太守の**張齊**を遣わして兵三萬を將して之を迎える。**法僧**は、**熙**之曾孫也。

● 〔趙王謐の殘虐〕 魏の岐州刺史の趙王の**謐** (140 卷齊の明帝建武二年にあり、趙郡王なり) は、干之子也、政を為すに暴虐なり。一旦、城門を閉じて大いに索め、人を執りて而して之を掠し、楚毒 (酷刑、殘酷) は備に至り、又た故無くして六人を斬り、闔城は兇懼す。衆は遂に大呼して、門に屯し、**謐**は樓に登りて梯を毀して以て自ら固める。**胡太后**は游撃將軍の**王靖**を遣わして駟 (傳馬) を馳せて城人を諭らしめ、城人は開門して謝罪し、管籥を奉送し、乃ち**謐**の刺史を罷む。**謐**の妃は、**太后**の從女也。洛に至り、大司農卿に除せらる。

● 〔太后が祭事を代行〕 **太后**は**魏主**は尚ほ幼なきを以て、未だ能く親ら祭らず、代わりて祭事を行なわんと欲す。禮官は博議し、以て不可と為す。**太后**は以て侍中の**崔光**に問い、**光**は漢の**和熹鄧太后**が宗廟を祭りし故事を引きて、**太后**は大いに悦び、遂に祭事を攝行す。

● 魏の南荊州刺史の桓叔興は表して東荊州に隸せざらんことを請う、之を許す。(続により補充)

高祖武皇帝四天監十五年 (丙申, 516年)

● **春, 正月**, 戊辰 (4-4+1=1 日) 朔, 魏は大赦し、改元して熙平とす。

【硤石攻防戦】

● 〔李平は硤石に戦功有り〕 魏の**崔亮**は硤石を攻めて未だ下らず、**李崇** (壽陽に屯す) と屢々、「水陸並進せん」

と約し、**崇**は期を違えて至らず。**胡太后**は諸將の壹ならずを以て、乃ち吏部尚書の**李平**を以て使持節、鎮軍大將軍兼尚書右僕射と為し、步騎二千を將して壽陽に赴かしめ、別に行台を為り、諸軍を節度せしめ、如し乖異有れば、軍法を以て事に従わしむ。**蕭寶寅**は輕車將軍の**劉智文**等を遣わして淮を渡らしめ、攻めて三壘を破る。**二月**, 乙巳 (41-34+1=8 日), 又た將軍の**垣孟孫**等を淮北に敗る。**李平**は硤石に至り、**李崇**、**崔亮**等を督し日を刻みて水陸進攻し、敢えて乖互すること無く、戦いて屢々功有り。

■ ●〔胡太后は崔亮の罪滅ぼしを許す〕 上は左衛將軍の**昌義之**をして兵を將いて浮山を救わ使め、未だ至らず、**康絢**は已に魏兵を撃ち、之を卻く。上は**義之**をして直閣の**王神念**と淮を溯りて硤石を救わ使む。**崔亮**は將軍の博陵の**崔延伯**を遣わして下蔡 (県の名、漢には沛郡に属し、梁には下蔡郡を置き、豫州に属す。安徽省淮泗道鳳臺県の北、現・淮南市鳳台県) を守らしめ、**延伯**は別將の**伊甕生**と淮を夾みて營を為る。**延伯**は車輪を取りて輞 (車輪の外周、おおわ) を去り、削りて其 (共x) の輻を鋭くし、兩兩接對し、竹を揉みて縷 (絲互紀?) と為し、貫連して相い屬し、並びて十餘道、水に横たえて橋と為し、兩頭に大鹿盧を施し、出沒して意に隨い、燒斫する可からず。既に**趙祖悅**の走路を斷ち、又た戦艦をして通らざら令め、**義之**、**神念**は梁城に屯して進むを得ず。**李平**は水陸を部分して (9-014p) 硤石を攻め、其の外城に克つ。乙丑 (1+60-34+1=28 日), **祖悅**は出で降り、之を斬り、盡く其の衆を俘とす。**胡太后**は**崔亮**に書を賜い、勝ちに乗りて深く入ら使む。**平**は諸將を部分し、水陸並せて進み、浮山の堰を攻める。**亮**は**平**の節度に違ひ、疾を以て還るを請い、表に隨いて輒ち發す。**平**は**亮**を死刑に處せんと奏し、**太后**は令して曰く、

「亮は去留は自ら擅にし、我が經略に違ふ、小捷有りとも雖も、豈に大咎を免がれんや！但だ吾は萬機を攝御し、殺を惡むを庶幾^{こいねが}う、特に功（亮は崔光の族弟なり、故に平の奏は行われず）を以て過ちを補うを聽す可し。」魏師は遂に還る。

● 〔於忠を追罪せず〕 魏の中尉の元匡は奏して於忠を彈ず、

「國の大災を幸にして、専ら朝命を擅^{ほしいまま}にし、裴（裴植）、郭（郭祚）は冤を受け、宰輔は黜辱（高陽王雍が黜けられる後に、又忠に茅土を授けしを以て、自ら貶退を乞うをいう）せられる。又た自ら旨を矯めて儀同三司、尚書令と為り、崇訓衛尉を領し、其の此の意の原は、以て上を無くし自ら處せんと欲する。既に事は恩後（赦恩の後）に在り、宜しく顯戮を加えるべし、請う御史一人を遣わして州に就きて決を行わん。去歲に世宗の晏駕以後より、皇太后は未だ親覽せざる以前、諸々の階級に由らず、或は門下の詔書を發し、或は中書の宣敕に由り、擅に相い拜授する者は、已に恩宥を経れば、正に罪を免る可し、並びに宜しく追奪すべし。」太后は令して曰く、

「忠は已に特原を蒙る、宜しく追罪する無し。餘は奏の如くせよ。」

匡は又た侍中の侯剛を彈ず、

「羽林を掠殺す」

剛は本は烹調（食物を煮て調理）を善くするを以て嘗食（毒味、続は尚食）典御と為り、凡そ三十年、太后に徳有るを以て、頗る專恣にして事を用い、王公は皆な畏れて之に附く。廷尉は剛を大辟（重い刑罰、死刑）に處す。太后は曰く、

「剛は公事に因りて人を掠し、邂逅して死に致す、律に於いて坐せず。」

少卿の陳郡の袁翻は曰く、

「『邂逅』とは、情狀已に露われ、隱避して引（罪を白状）かざるを、考訊するに理を以てする者を謂う也。今此の羽林は、問えば則ち具首す、剛は口に打殺せよと唱え、搦^{たちく}策すること理に非ず、安んぞ之を『邂逅』と謂うを得ん！」

太后は乃ち剛の戸三百を削り、嘗食典御を解く。

■ **三月**，戊辰（4-4+1=1日、戊戌×）朔、之を食する有り。

● 〔西硤石の論功行賞〕 魏は西硤石之功を論じる。辛未（7-4+1=4日）、李崇を以て驃騎將軍と為し、儀同三司を加え、李平を尚書右僕射と為し、崔亮を號の鎮北將軍に進める。亮は平と功を禁中に爭い、太后は亮を以て殿中尚書と為す。

■● 〔蕭寶寅は梁の調略に乗らず〕 魏の蕭寶寅は淮堰に在り、上は手書を為りて之を誘い、彭城を襲わ使め、其の國廟及び室家諸從（比?）を送りて北に還すを許す。寶寅は其の書を魏朝に表上す。

● 〔淮堰の完成〕 **夏、四月**，淮堰は成る、長は九里、下の廣さは一百四十丈、上の廣さは四十五丈、高は二十丈、樹えるに杞柳を以てし、軍壘は其の上に列居す。

或は康絢に謂って曰く、

「四瀆（國語に周の太子晉は曰く、古の民に長たる者は、山を墜たず、藪を崇くせず、川を防がず、澤を竇せず。夫れ山は土の聚なり、藪は物の歸なり、川は氣の導なり、澤は水の鍾なり。天地成て土を高きに聚め、物を下きに歸し、川谷を疏し為めて、以て其の氣を導き、汚庫に陂塘して以て其の美を鍾むと）、天の其の氣を節宣する所以（9-015p）、久しく塞ぐ可からず、若し湫（池）を鑿りて東に注げば、則ち游波は寬緩にして、堰は壞れざるを得ん。」

絢は乃ち湫を開きて東に注ぐ。又た反間（スパイ）を魏に縱ちて曰く、

「梁人の懼る所は湫を開くなり、野戦を畏れず。」

蕭寶寅は之を信じ、山を鑿つこと深さ五丈、湫を開きて北に注ぎ、水は日夜分流して猶ほ減ぜず、魏軍は竟に罷めて歸る。水之及ぶ所、淮を夾みて方數百里なり。李崇は浮橋を硤石戍の間に作り、又た魏昌城を八公山の東南に築き、以て壽陽城の壊れるに備える。居民は散じて岡（山の脊）壟（高丘）に就き、其の水は清澈にして、俯して視れば廬舍塚墓は、了然として下に在り。

■ 〔張豹子は康絢に不満〕 初め、堰は徐州の境内（浮山は鐘離郡の界にあり、梁は徐州を鐘離に置く）に起こり、刺史の張豹子は宣言して、謂わく、

「己は必ず其の事を掌らん」

既に而して康絢は他官を以て來りて作を監さしめ、豹子は甚だ慚じる。俄に而して豹子に敕して絢の節度を受けしめ、豹子は遂に絢が魏と交通すと譖し、上は納れずと雖も、猶ほ事の畢るを以て絢を征して還らしむ。

●魏の胡太后は於忠之功を追思して、曰く：

「豈に宜しく一謬を以て其の餘勳を棄てるべけんや！」

復た忠を封じて靈壽縣公と為し、亦た崔光を封じて平恩縣侯と為す。

【益州の戦闘】

● 〔益州の傅豎眼と張齊の戦い〕 魏の元法僧は其の子の景隆を遣わして兵を將いて張齊を拒ましめ、齊は與に葭萌に於いて戦い、大いに之を破り、十餘城（者×）を屠り、遂に武興を圍む。法僧は城を嬰して自ら守るも、境内は皆な叛し、法僧は遣使して間道より魏に急を告げしむ。魏は驛して鎮南軍司の傅豎眼を淮南より召し、以て益州刺史、西征都督と為し、歩騎三千を將して以て之に赴かしむ。豎眼は境に入り、轉戦すること三日、行くこと二百餘里にして、九たび遇い皆な捷つ。五月、豎眼は撃ちて梁州刺史の任太洪を殺す。民、獠は豎眼の至るを聞き、皆な喜び、路に迎拜する者は相い繼ぐ。張齊は退きて白水を保ち、豎眼は州（武興）に入り、白水以東は民は皆な業を安ず。

● 〔梓潼太守の妻・劉氏の奮闘〕 魏の梓潼太守の苟金龍は關城戍主を領し、梁兵の至るや、金龍は疾病し、部分に堪えず、其の妻の劉氏は城民を帥厲して、城に乗りて拒み戦うこと、百有餘日、士卒の死傷は過半なり。戍副の高景は謀叛し、劉氏は景及び其の黨與數千（數十に作るべし）人を斬り、自餘の將士は、衣を分け食を減じ、勞逸は必らず同じくし、畏れて而して之に懷かざる莫し。井は城外に在り、梁兵の據る所と為る。會々天は大雨し、劉氏は命じて公私の布絹及び衣服を出して之を懸けしめ、絞り而して水を取り、城中の有る所の雜物（雜多な容れ物）に悉く之を儲える。豎眼は至り、梁兵は乃ち退き、魏人は其の子を封じて平昌縣子と為す。

■ 六月、庚子（36-32+1=5日）、尚書令の王瑩を以て左光祿大夫、開府儀同三司と為し、尚書右僕射の袁昂を左僕射と為し、吏部尚書の王暕を右僕射と為す。暕は、儉（齊初の佐命の功臣）之子也。

■● 〔東益州は復た魏に入る〕 張齊は數々白水を出て魏の葭萌を侵し、傅豎眼は虎威將軍の強虯を遣わして信義將軍の楊興起を攻めしめ、（9-016p）之を殺し、復た白水を取る。寧朔將軍の王光昭は又た陽平に敗り、張齊は親ら驍勇二萬餘人を帥いて傅豎眼と戦う。秋、七月、齊軍は大敗し、走り還り、小劍、大劍（四川省嘉陵道劍閣県、現・広元市劍閣県劍門關鎮）の諸戍は皆な城を棄てて走り、東益州は復た魏に入る。

● 八月、乙巳（42-31+1=10日）、魏は胡國珍を以て驃騎大將軍、開府儀同三司、雍州刺史と為す。國珍は年老い、太后は實は出で令むるを欲せず、止だ示すに方面之榮を以てするを欲するのみ。竟に行かず。

■ **〔縁淮の大洪水〕** 康絢は既に還り、張豹子は復た淮堰を修めず。九月，丁丑（13-1+1=13日），淮水は暴漲し、堰は壊れ、其の聲は雷の如く、三百里に聞こえ、縁淮の城戍村落の十餘萬口は皆な漂いて海に入る。初め、魏人は淮堰を患え、任城王の澄を以て大將軍、大都督南討諸軍事と為し、衆十萬を勒し、將に徐州を出て來りて堰を攻めんとす。尚書右僕射の李平は以為く、

「兵力を假らず、終に當に自壊せん。」

破れるを聞くに及び、太后は大いに喜び、平を賞すること甚だ厚く、澄は遂に行かず。

■ 壬辰（28-1+1=28日），大赦す。

● **〔崔光は胡太后の行幸過多を諫める〕** 魏の胡太后は數々宗戚勳貴之家に幸^{みゆき}し、侍中の崔光は表して諫めて曰く、

「《禮》（禮記禮運篇の辭）に、諸侯は疾を問ひ喪を弔うに非ざれば而して諸臣之家に入る、之を君臣譴を為すと謂う。王后夫人を言わず、明らかに臣の家に適^ゆく之義無し。夫人、父母在れば歸寧（婦省して安否を問う）有り、没すれば則ち卿をして寧せ使む。漢の上官皇后（24卷漢の昭帝元平元年にあり）は將に昌邑を廢せんとし、霍光は、外祖也、親しく宰輔と為り、后は猶ほ武帳に御し以て群臣に接し、男女之別を示す也。今帝族の方衍（子を産む）、勳貴は増遷（秩を増やし官を遷る）、祇請（祇は敬、宗戚勳貴之家は吉慶ある時に皆太后の臨幸を請う）遂に多く、將に彝式（手本）を成す。願わくは陛下は游幸を簡息せん、則ち率土（陸地の続くかぎり。国の果て）屬賴（依託、依靠）し、含生（衆生、生きとし生けるもの）仰悅せん矣。」

● **〔任城王の澄は北邊防備を議す〕** 魏の（続により補充）任城王の澄は以えらく、北邊の鎮將の選舉が彌々輕く、恐らくは賊虜は邊を窺い、山陵（頭祖より以前の陵は雲中に在り）は危迫せんと、奏して鎮將之選を重んじ、警備之嚴を修めるを求め、公卿に詔して之を議さしむ。廷尉少卿（秦漢以來九卿は各々一卿なり。魏の太和15年に九卿に各々少卿を置く。蓋し周官の六卿に小宰・小司徒・小宗伯・小司馬・小司寇・小司空有るの遺制に倣う）の袁翻は議し、以為く、

「比^{このごろ} 縁邊の州郡は官は人を擇ばず、唯だ資級を論ず。或は貪汚之人に値い、廣く戍邏（歩哨所）を開き、多く帥領を置く。或は其の左右の姻親を用いる。或は人の貨財請屬を受ける。皆な寇を防ぐ之心無く、唯だ聚斂之意有り。其の勇力之兵は、驅りて抄掠せ令め、若し強敵に遇（値×）えば、即ち奴虜と為り、如し執獲有れば、奪いて己が富と為す。其の羸弱老小之輩は、微^{すこ}しく金鐵之工を解し、少しく草木之作に閒（閑）せば、營を搜り壘を窮め、苦役百端せざるは無し。自餘は或は木を深山に伐り、或は草を平陸に芟^{くさぎ}り、販賣往還し、道路に相い望む。此等は祿は既に多からず、貲は亦た限り有り、皆な其の實絹を收め、其の虛粟を給し、其の力を窮め、其の衣を薄くし、其の功を用い、（9-017p）其の食を節し、冬を綿り夏を歷、之（方×）に加えて疾苦し、溝瀆に死する者は什に常に七八。是を以て鄰敵は間を伺い、我が疆場を擾^{みだ}す、皆な邊任に由りて其の人を得ざる故也。愚は謂うに自今已後は、南北の邊の諸藩及び統べる所の郡縣の府佐、統軍より戍主に至るは、皆な朝臣王公已下をして各々知る所を舉げ令め、必ず其の才を選び、階級に拘らざらん。若し職に稱^{かな}い及び官を敗れば、舉げる所之人を並せて事に隨いて賞罰すべし。」太后は用いる能わず。正光之末（正光四年に破六韓拔陵・衛可孤等反す。孝昌初年に雲中没す）に及び、北邊の盜賊は群起し、遂に舊都に逼り、山陵を犯し、澄の慮る所の如し。

■ 冬，十一月，交州刺史の李爰は交州の反者の阮宗孝を斬り、首を建康に傳える。

[北魏の仏教興隆の波紋]

● [北魏の仏教寺院の豪華さ] 初め、魏の世宗は瑤光寺を作り、未だ就かず、是の歳、胡太后は又た永寧寺を作り、皆な宮側に在り。又た石窟寺を伊闕口に作り、皆な土木之美を極める。而して永寧尤も盛んなり、金像の高丈八尺なる者一、中人の如き者十、玉像二有り。九層の浮圖を為り、地を掘り基を築き、下は黃泉に及ぶ。浮圖の高さは九十丈、上刹（浮圖の上柱・相輪）は復（得×）た高十丈、夜靜かなる毎に、鈴鐸の聲は十里に聞こえる。佛殿は太極殿の如く、南門は端門の如し。僧房は千間、珠玉錦繡、人の心目を駭かす。佛法の中國に入る（漢の永平中）より、塔（仏舍利塔）廟之盛んなるは、未だ之に有らざる也。揚州刺史の李崇は上表して、以為く、

「高祖は遷都（138 卷齊の世宗永明 11 年）して三十年に垂々とし、明堂は未だ修めず、太學は荒廢し、城闕府寺は頗る亦た頽壞す、堂構を追隆し（父祖の偉業を興隆する、書經の大誥に「若の考、室を作、既に法を底せるに、厥の子乃ち肯て堂せず、矧んや肯て構せんや」）、萬國に儀刑する所以の者に非ざる也。今國子は學官之名有りと雖も、而も教授之實無し、何ぞ免絲（女蘿、さるおがせ（猿麻栴）、松蘿、絲の名有れども織れず）、燕麥（一名瞿麥、麥の名有れども食えず）、南箕、北斗に異ならんや（詩に曰く、維れ南に箕有れども、以て簸揚す可からず。維れ來たに斗有れども、以て酒漿を挹む可からずと。皆名有れども実無きをいう）！事は兩つながら興らず、須く進退する有るべし。宜しく尚方の雕靡之作を罷め、永寧の土木之功を省き、瑤光の材瓦之力を減じ、石窟の鐫琢之勞を分け、及び諸々の事役の急に非ざる者は、三時の農隙に於いてすべし、此の數條を修めば、國容をして嚴顯ならしめ、禮化をして興行せしめん、亦た休からず哉！」

太后は優令して之に答え、而して其の言を用いず。

● [民が沙門に絶戸して入る] 太后は佛に事えるを好み、民は多く戸を絶ちて沙門と為る、高陽王友の李場は上言す、

「三千之罪は不孝よりも大なるは莫し（孝經に孔子曰く、五刑の屬三千、その罪不孝よりも大なるは莫しと。孟子曰く、不孝に三有り、後無きを大なりと為す）、不孝之大なるは祀を絶つよりも過ぎるは無し。**(9-018p)** 豈に輕々しく禮に背く之情を縱にし、其の法に向かう之意を肆にし、一身親老いたるに、家を棄てて養いを絶ち、當世之禮を缺き而して將來之益を求めるを得んや！孔子に云わく、『未だ生を知らず、焉んぞ死を知らん？』安んぞ堂堂之政を棄てて而して鬼教に従う有らん乎！又た、今南服は未だ靜かならず、衆役は仍ほ煩わし、百姓（生×）之情は、實に多く役を避け、若し復た之を聽せば、恐らくは孝慈を捐棄し、比屋は皆な沙門と為らん矣。」

都統（魏に沙門統あり）僧暹等は場が之を「鬼教」と謂うを忿りて、以て佛を謗ると為し、泣いて太后に訴える。太后は之を責める。場は曰く、

「天を神と曰い、地を祇と曰い、人を鬼と曰う。《傳》に曰く、『明には則ち禮樂有り、幽には則ち鬼神有り。』然らば則ち明者堂堂と為し、幽者鬼教と為す。佛は本は人に出、之を名づけて鬼と為すは、愚は謂うに謗りに非ず。」

太后は場の言の允まこと為るを知ると雖も、暹等之意に違うを難として、場に金一兩を罰す。

● 魏の征南大將軍の田益宗は東豫州刺史と為り、以て二子を招かんと求め、太后は許さず、竟に洛陽に卒す。

● [柔然の伏跋可汗は高車王を鬪饅杯にする] 柔然の伏跋可汗は、壯健にして善く兵を用いる、是の歳、西に高車を撃ち、大いに之を破る、其の王の彌俄突つなを執り、其の足を驚馬に系ぎ、頓曳して之を殺し、其

の頭を漆ぬりして飲器と為す（觴髹杯）。鄰國は先に柔然に羈屬し後に叛き去る者は、伏跋は皆な撃ちて之を滅し、其の國は復た強し。

高祖武皇帝四天監十六年（丁酉，517年）

■春，正月，辛未（7+60-59+1=7日），上は南郊に祀す。

●「法慶の殘党の討伐」魏は大乘の餘賊（沙門法慶の殘党）は復た相い聚まり，瀛州に突入す，刺史の宇文福之子の員外散騎侍郎の延は奴客を帥いて之を拒む。賊は齋閣を燒く，延は火を突き福を抱きて外に出て，肌發は皆な焦げ，衆を勒して苦戰す，賊は遂に散じ走る，追討し，之を平ぐ。

●甲戌（10+60-59+110日=），魏は大赦す。

●「魏の錢流通不十分」魏の初め，民間は皆な錢を用いず，高祖の太和十九年，始めて太和五銖錢を鑄，錢工を遣わして在所にて鼓鑄せしむ。民の錢を鑄せんと欲する者有れば，官爐に就くを聽し，銅は必ず精練し，淆雜するを得る無からしむ，世宗の永平三年，又た五銖錢を鑄，天下の用錢の準式に依らざる者を禁じる。既に而して洛陽及び諸州鎮の用いる所の錢は各々同じからず，商貨は通じず。尚書令の任城王の澄は上言して以為く、

「行わざる之錢は，律に明式有り，指して雞眼（錢が薄く小にして雞眼の如し）、鑿鑿（鑿好をして銅を取り、僅かにその肉を存する）と謂い，更に餘禁無し。計るに河西諸州の今行ふ所の者は悉く制限に非ず，昔來の繩禁は，愚は竊に惑う焉。又た河北は既に新錢無く，復た舊者を禁ず，専ら單絲之縑、疏縷之布の，狹幅促度にして，常式に中たらざるを以て，(9-019p) 匹を裂きてて尺と為し，以て有無を濟い，徒らに杼軸（空虛、『詩經』小雅「大東」にいう「杼軸其空」を踏まえる）之勞を成し，饑寒之苦を免れず，殆んど凍餒を救恤し，黎元を子育する所以之意に非ざる也。錢之用為るは，貫緡（錢貫）相い屬し，度量を假らず，平均簡易にして，濟世之宜は，謂うに深く允れると為る。乞う並びに諸方の州鎮に下し，其の太和と新鑄の五銖及び古の諸錢と方俗の便用する所の者は，但だ内外全好ならば，大小之異有ると雖も，並びて通行するを得，貴賤之差は，自ら郷價に依らん。庶くは貨は海内を環り，公私に壅がる無し。其の雞眼、鑿鑿及び盜鑄し、大を毀して小と為し、新たな巧偽を生じ法の如くならざる者は，律に據りて之を罪すべし。」

詔は之に従う。然れども河北は少錢にして，民は猶ほ物を用いて交易し，錢は市に入らず。

●「魏の軍功盛ん」魏人は多く竊に軍功を冒にし，尚書左丞の盧同は、吏部の勳書を閱し，因りて檢核を加え，竊階する者三百餘人を得，乃ち奏す、

「乞う吏部、中兵の二局の勳簿を總集し，奏案を對句（比較して取り調べる）し，更に兩通を造り，一は吏部に關し，一は兵局に留めん。又た，軍に在りて斬首し一階以上を成す者は，即ち行台の軍司をして券を給せ令め，中に當たりて豎に裂き，一支は勳人に付し，一支は門下に送り，以て偽巧を防がん。」

太后は之に従う。同は，玄（122 卷宋の文帝元嘉八年にあり）之族孫也。

●「元匡を太后は慰撫」中尉の元匡（無匡×）は奏して請う、

「景明元年已來の，内外の考簿、吏部の除書、中兵の勳案を取り、諸々の殿最を並せ，以て竊階盜官之人を案校せんと欲せん」

と，太后は之を許す。尚書令の任城王の澄は表して以為く、

「法に煩苛を忌み，治は清約を貴ぶ。御史之體は，風聞は是れ司る，若し冒勳妄階有るを聞けば，止だ應に其の一簿を攝し，虛實を研檢し，繩すに典刑を以てすべし。豈に一省之案を移し（尚書省の案を取りて御史台

に赴くは所謂移なり)、**兩紀之事**(景明元年以来 18 年、景明の初めに叙する所の勲階は皆太和の末に淮漢に兵を用いるとき、上る所の勲人の名簿なればなり)を尋ねる有らんや、此くの如く過りを求めば、誰か其の罪に諱えん!斯れ實に聖朝の宜しく重慎すべき所也。」

太后は乃ち止む。又た**匡**が言う所數々従わざるを以て、其の辭解(職を辞し官を解く)せんことを慮り、之を獎安せんと欲し、乃ち鎮東將軍を加える。**二月**，丁未(43-28+1=16日)，**匡**を立てて東平王と為す。

■**三月**，丙子(12+60-58+1=15日)，織官(なお漢の織室令丞のごとし)に敕し、文錦は仙人鳥獸(鳥善×)の善之形を為るを得ざらしむ、其の裁剪して、仁恕に乖く有るが為なり。

●**丁亥**(23+60-58+1=26日)，魏の廣平の文穆王の**懷**は卒す。

●**夏，四月**，戊申(44-27+1=18日)，魏は中書監の**胡國珍**を以て司徒と為す。

■**〔宗廟の犠牲〕**詔して以わく、

「宗廟に牲を用いるに、冥道(幽冥の道、鬼神の道)に累有り、宜しく皆な面(続は麵)を以て之を為るべし。」是に於いて朝野は喧嘩し、以為えらく宗廟に牲を去るは、乃ち是れ復た血食せざるなり、**帝**は竟に従わず。八坐は乃ち議して大脯(乾燥肉)を以て一元大武(牛。禮記曲禮に、牛を一元大武と曰うとあり、元は頭なり、武は迹なり)に代える。(9-020p)

●**秋，八月**，丁未(43-26+1=18日)，魏の太師の高陽王の**雍**に詔して入りて門下に居り、尚書の奏事を參決せしむ。

■**〔脯脩を大餅に代える〕冬，十月**，詔して宗廟に猶ほ脯脩(乾肉と鍛脩、薄く切るを大脯と曰い、これを極ちて薑桂を施したるを鍛脩と曰う)を用いるを以て、更に之を代わるを議せしめ、是に於いて大餅を以て大脯に代え、其の餘は盡く蔬果を用いる。又た至敬殿、景陽台を起し、七廟の座を置き、毎月中に再び淨饌を設ける。

●**乙卯**(51-26+1=16日)，魏は詔す、

「北京(代郡)の士民の未だ遷らざる者は、悉く留まり居りて永業と為すを聽す。」

■**十一月**，甲子(60-54+1=7日)，巴州(五代志に、巴西郡に梁は南梁州・北巴州を置く)刺史の**牟漢寵**は叛し、魏に降る。

●**〔柔然と魏の対等外交〕十二月**，柔然の伏跋可汗は侯近(柔然の大臣)の尉比建等を遣わし和を魏に請い、敵國(対等の國)之禮を用いる。

■**〔馮道根に軍民は懷く〕**是の歲、右衛將軍の馮道根を以て豫州刺史と為す。道根は謹厚木訥にして、軍を行うに能く士卒を檢敕す。諸將は功を爭い、道根は獨り默然とす。為政は清簡にして、吏民は之に懷く。上は嘗て歎じて曰く、

「道根の在る所は、朝廷をして復た一州有るを憶わざら令む。」

●**〔魏の貨幣の劣化〕**魏の尚書の崔亮は奏して王屋等の山に於いて銅を採り錢を鑄るを請い、之に従う。是の後民は多く私鑄し、錢は稍々薄小に、之を用いること益々輕し。

高祖武皇帝四天監十七年(戊戌，518年)

●**春，正月**，甲子(60-53+1=8日)，魏は氏酋の楊定を以て陰平王と為す。

●魏の秦州の羌は反す。

■**〔蕭秀は蕭憺に祿の半分を与える〕二月**，癸巳(29-23+1=7日)，安成康王の秀(呉太妃の子)は卒す。秀は上と布衣昆弟と雖も、君臣と為るに及び、小心畏敬すること疏賤よりも過ぎたり、上は益々此を以て之

を賢とす。秀は弟の始興王の憺（呉太妃の子）と尤も相い友愛し、憺は久しく荊州刺史と為り（和帝の中興元年に雍州を督し、天監元年に荊州を督し、五年荊州を督して西夏の寄を総べるに至りて俸入優厚なり）、常に其の祿を中分し以て秀に給す、秀は心に稱^{かな}えて之を受け、亦た多きを辭せざる也。

■甲辰（40-23+1=1 8 日）、大赦す。

●己酉（45-23+1=2 3 日）、魏は大赦し、改元して神龜とす。

●魏の東益州の氐は反す。

●〔柔然対策〕魏主は柔然の使者を引見し、之を讓^せめるに藩禮の備わざるを以てし、議して漢の匈奴を待つつの故事（漢の宣帝は呼韓邪を待つこと位は諸侯王の上に在り、蓋し臣と稱せしなり。張倫の表はと與に昆弟と為るを諫める。蓋し漢の文景の故事を用いるなり）に依り、遣使して之に報いる。司農少卿の張倫は上表し、以為く、

「太祖は帝圖を経啟し、日暇あらざる有り、遂に豎子をして一方に遊魂せしむ（道武帝は南を略し、社稷以て莫北に雄跨するを得る）。亦た中國は多虞にして、諸華を急に而して夷狄を緩かにするに由る也。高祖は方（^{いは}續は亦）に南轅（洛陽遷都と淮漢に兵を用いる）を事とし、未だ北伐するに遑^{いとま}あらず。（9-021p）世宗は遺志を述遵し、虜使之來たるや（146 卷六年にあり）、受け而して答えず。以為えらく大明臨御し、國は富み兵は強く、抗敵之禮は、何を憚り而して之を為さん、何を求めて而して之を行わん！今虜は德を慕い而して來たと雖も、亦た我の強弱を觀んと欲す。若し王人をして命を虜庭に銜ま使め、與に昆弟と為れば、恐らくは祖宗之意に非ざる也。苟くも事已むを獲ざれば、應に制詔を為り、示すに上下之儀を以てし、宰臣に命じて書を致し、論すに歸順之道を以てし、其の從違を觀、徐ろに恩威を以て之を進退すれば、則ち王者之體は正しからん矣。豈に戎狄の兼併（伏跋が新たに高車を破り、及び隣国の反者を滅ぼす）するを以て、而して遽^{にわか}に典禮を虧く可けん乎！」

従わず。倫は、白澤（134 卷宋の順帝昇明元年にあり）之子也。

●三月，辛未（7+60-52+1=1 6 日）、魏の靈壽武敬公の於忠は卒す。

●魏の南秦州の氐は反す。龍驤將軍の崔襲^{にわか}を遣わして節を持して之を諭さしむ。

【張普惠の上疏】

●〔胡國珍に太上君の称号〕夏，四月，丁酉（33-22+1=1 2 日）、魏の秦文宣公の胡國珍は卒す、假黃鉞、相國、都督中外諸軍事、太師を贈り、號して太上秦公と曰い、九錫を加え、葬るに殊禮を以てし、綏（葬式で死者に服を着せる）儀衛を贈り、事は優厚を極める。又た太後の母の皇甫氏之柩を迎え國珍と合葬し、之を太上秦孝穆君と謂う。諫議大夫の常山の張普惠は以為えらく、前世の後の父は「太上」と稱する者無し、「太上」之名は人臣に施す可からずと、闕に詣りて上疏して之を陳め、左右は敢て為に通じる莫し。會々胡氏は墳を穿ち、下に磐石有り、乃ち密かに表して、以為く、

「天に二日無し、土に二王無し、『太上』者『上』に因り而して名を生じる也、皇太后は『令』と稱し以て下を系『敕』するは、蓋し三從之道を取り、遠く文母に同じく十亂（亂は治める也。乱臣十人は太公望・周公旦・召公奭・畢公高・營公・太顓・閔夭・散宜生・南宮括・文母）に列す、今司徒は『太上』と為すは、恐らくは系敕之意に乖く。孔子は稱す、『必ず也名を正さん乎！』（論語子路篇に出づ）克く吉にして兆を定めるに比^{およ}び、而して淺を以てトを改めるは、亦た或は天地の神靈が至戒を垂れ、聖情^{ひら}を啟く所以也。伏して願わくは上に逼る之號を停め、以て廉光之福を邀えんを。」

太后は乃ち親ら國珍の宅に至り、五品以上を召集して博く議す。王公は皆な太后の意を希い、争いて普惠を詰難す。普惠は機に應じて辨析し、能く屈する者無し。太后は元叉をして令を普惠に宣して曰わしむ、

「朕之行う所は、孝子之志なり。卿之陳べる所は、忠臣之道なり。群公は已に成議有り、卿は朕が懷を苦奪するを得ず。後に見る所有り、言うを難じる勿かれ也。」

太后は太上君の為に寺を造り、壯麗なるは永寧に埒し。

●【綿麻之税の是非、張普惠は上疏】尚書は復た民の綿麻之税を徴（統による、征）せんと奏す、張普惠は上疏して、以為く、

「高祖は大門を廢し（140 卷齊の明帝建武二年にあり）、長尺を去り、重稱を改め、以て民を愛して賦を薄くす。軍國に綿麻之用を須つを知り、故に絹に於いて税綿を増すこと八兩、布に於いて税麻を増すこと十五斤、民は稱尺の減ずる所、皆に綿麻のみにあらざるを以て、故に鼓舞して供調す。茲より以降、税する所の絹布は、浸く復た長闊にして、百姓は嗟怨すること、朝野に聞く。宰輔は其の本は幅廣く度長きに在るを尋ねず、（9-022p）遽に綿麻を罷む（於忠が綿麻を罷む事上の14年にあり）。既に而して尚書は國用の足らざるを以て、復た徴斂（統による、征斂）せんと欲す。天下之大信を去り、已行之成詔を棄て、前之非を追い、後の失を（三史×）遂ぐ。庫中大いに綿麻（麻×）有れども、而して群臣は共に之を竊むを思わざる也、何となれば則ち輸する所之物、或は斤に百銖を羨せども、未だ有司が律に依り以て州郡に罪するを聞かず。或は小しく濫惡なる有れば、則ち戸主を坐し（魏書張普惠傳には鞭に作る）、三長（136 卷齊の世祖永明四年にあり）に連及す。是を以て在庫の絹布は、制に逾える者多く、郡臣は俸を受け、人々は長闊厚重を求め、復た準極無し、未だ端幅（布帛六丈を端と為す、幅は布帛の廣さなり）餘り有るを以て還りて官に輸するを求める者を聞かざる也。今復た綿麻を調せんと欲すれば、當に先ず稱、尺を正し、明かに嚴禁を立て、放溢を得る無かるべし、天下をして二聖之心に民を愛し法を惜しむこと此の如くなるを知ら使めば、則ち太和之政は復た神龜に見われん矣。」

●【張普惠の上疏に従う】普惠は又た魏主が好んで苑囿（広大な範圍に禽獸を放し飼いにした自然庭園）に游騁し、親ら朝を視ず、佛法を過ぎ崇び、郊廟之事（皇帝の祖先を祭る宗廟で行われるものと、都の郊外で行われる郊祀）は多く有司に委ねるを以て、上疏して切諫して、以為く、

「不思之冥業を殖し、巨費を生民に損し、祿を減じ力を削り、近くは無事之僧に供し、雲殿を崇飾し、遠くは未然之報を邀え、昧爽之臣（群臣の入朝する者）は外に稽首し、玄寂（世の中が穏やかで静か）之衆は内に遨遊し、禮を衍り時に忤い、人靈は未だ穆ならず。愚は謂うに朝夕之因を修め、祇劫（無数劫なり）之果を求め、未だ萬國之歡心を納め以て其の親に事え、天下をして和平に、災害をして生ぜざら使むが若かざる也。伏して願わくは淑く威儀を慎み、萬邦の為に式を作り、躬から郊廟之虔を致し、親しく朔望之禮に紆り、成均に釋奠し（五帝の學を成均といい、鄭玄曰く、釋菜奠幣、先師を禮するなりと）、心を千畝（籍田）に竭くす。僧寺の不急之華を量撤し、百官の久折之秩を還復す。已に造る者は務めて簡約に速成せ令め、未だ造らざる者は一切復た更に為さず。則ち孝弟は以て神明に通じる可く、徳教は以て四海に光く可く、用を節し人を愛せば、法俗（僧侶と俗人）は俱に頼らん矣。」

尋いで外に敕して釋奠之禮を議せしめ、又た是より毎月一たび群臣を陛見し、皆な普惠之言を用いる也。

普惠は復た表して時政の得失を論じ、太后は帝と與に普惠を宣光殿に引き、事に隨いて詰難す。

【梁皇帝は臨川王宏の蓄財を許す】

■【吳法壽隱匿で臨川王宏を免職】臨川王の宏の妾の弟の吳法壽は殺人し而して宏の府中に匿れ、上は宏に敕して之を出だしめ、即日（つひ）に辜に伏す。南司（御史台、南台）は宏の官を免ぜんと奏し、上は注して曰く、「宏を愛する者は兄弟の私親にして、宏を免ずる者は王者の正法なり。奏する所可とすべし。」

五月，戊寅（14+60-51+1=24日），司徒、驃騎大將軍、揚州刺史の臨川王の**宏**は免ぜらる。

宏は洛口之敗れる（146巻五年にあり）より，常に愧憤を懷き，都下は竊^{ひそか}に發する有る毎に，輒ち**宏**を以て名と為す，屢々有司の奏する所と為る，上は毎に之を赦す。上は光宅寺（帝は三橋の旧宅を以て光宅寺とす、秣陵県同夏里、金陵道江寧県60里、現・南京市江寧区秣陵鎮）に幸す，**(9-023p)** 盜有りて驃騎航（**宏**の府は秦淮河に面し、浮き橋を作る、驃騎大將軍による命名）に伏し，上の夜出でるを待つ。上は將に行かんとし，心動き，乃ち朱雀航に於いて過ぎる。事は發われ，**宏**の使う所為すと稱し，上は泣いて**宏**に謂って曰く、

「我は人才汝に勝ること百倍なるも，此に當たりて猶ほ堪えざるを恐れる，汝は何為る者ぞや？我は漢の文帝と為る能わざるに非ず，汝の愚を念う耳！」

宏は頓首して之れ無しと稱す。故に**法壽**を匿すに因りて**宏**の官を免ず。

■ **[臨川王宏の富錢を檢分して満足、杖無し]** **宏**は奢僭なること過度にして，貨を殖して厭くこと無し。庫屋は百間に垂々として，内堂之後ろに在り，關籥（門の環貫と錠）は甚だ嚴なり，是れ鎧仗なりと疑う者有り，密に以て聞ず。上は友愛に於いて甚だ厚く，殊だ悦ばず。佗日，盛饌を送り**宏**の愛妾の**江氏**に與えて曰く、

「當に來たりて汝に就きて歡宴すべし。」

獨り故人の射聲校尉の**丘佗卿**を攜えて往き，**宏**及び**江**と大いに飲み，半酔の後，謂って曰く、

「我は今汝の後房を履行せんと欲す。」

即ち輿を呼びて徑^{ただ}ちに堂後に往く。**宏**は上の其の貨賄を見るを恐れ，顔色は怖懼す。上の意は益々之を疑い，是に於いて屋屋檢視するも，錢百萬毎に一聚と為し，黃榜をして之に標し，千萬にて一庫と為し，一紫標を懸け，此くの如く三十餘間あり。上は佗卿と輿に指を屈して計り，錢三億餘萬を見，餘屋には布絹絲綿漆蜜絲寧蠟等の雜貨を貯え，但だ庫に滿つるを見，多少を知らず。上は始めて仗の非ざるを知り，大いに悦びて，謂って曰く、

「阿六よ，汝の生計は大いに可なり！」

乃ち更に劇飲して夜に至り，燭を舉げて而して還る。兄弟は方に更に敦睦す。

■ **[懸錢（抵当貸出し）の制限]** **宏**の都下は數十邸有り，懸錢（物を抵当として錢を貸し出す）を出して券を立て，毎に田宅邸店を以て懸し文契を上り，期訖^{おぎ}われば，便ち券主を驅りて，其の宅を奪う。都下、東土百姓は，業を失うもの一に非ず。上は後に之を知り，懸券を制し復た驅奪を得ざるは，此より始まる。

■ **[吳平侯の昺と軍國の大事決定]** 侍中、領軍將軍の吳平侯の**昺**（帝の從父弟、揚州は京邑なり、昺は以為すえらく、同氣の親を越えてこれに居ると、故に懇^{もと}ろに讓る）は，雅より風力有り，上の重んずる所と為り，軍國の大事は皆な與に議決し，以て安右將軍（帝の置く所の百號將軍の一つ）と為し，揚州を監せしむ。**昺**は自ら親を越えて揚州に居るを以て，涕泣して懇讓し，上は許さず。州に在りて尤も明斷と稱せられ，符教嚴整なり。

■ 辛巳（17+60-51+1=27日），**宏**を以て中軍將軍、中書監と為し，**六月**，乙酉（21-21+1=1日），又た本號を以て司徒を行わしむ。

■ **[司馬光は帝の王者としての自覚を問う]** 臣光は曰く、**宏**は將と為り則ち三軍を覆し，臣と為り則ち大逆に涉る，**高祖**は其の死罪を貸すは可なり矣。數旬之間に，還りて三公と為り，兄弟之恩に于いては誠に厚し矣，王者之法は果たして安くに在る哉！

● **[三字の石經の維持断絶]** 初め，洛陽に漢の立てる所の《三字の石經》（57巻漢の靈帝の熹平四年にあり、三字とは古文・篆書・隸書の三体）有り，屢々喪亂を経ると雖も而して初めより損失無し。魏の**馮熙**、**常伯夫**が相い

繼ぎて洛州（魏が平壤に都するとき洛州とし、遷都後は司州とす）刺史と為るに及び、毀取し以て浮圖の精舎を建て、遂に大いに頽落を致し、存する所の者は榛莽に委ね、道俗は随意に之を取る。侍中の領國子祭酒の**崔光**は官を遣わして守視し（9-024p）、國子博士の**李郁**等に命じて其の殘缺を補わしめんと請う、**胡太后**は之を許す。會々**元叉**、**劉騰**は亂を作り、事は遂に寝ねる。

● 〔源子恭は羌の卻鐵忽を威撫〕 **秋，七月**，魏の河州（枹罕に治す、甘肅省蘭山道導河県、現・臨夏回族自治州臨夏市城郊鎮）の羌の**卻鐵忽**は反し、自ら水池（魏の太平眞君四年に郡を置き後に軒とす、甘肅省蘭山道臨潭県、現・甘南チベット族自治州臨潭県）王と稱す。詔して主客郎（曹魏は尚書主客郎を置く）の**源子恭**を以て行台と為し以て之を討たしむ。**子恭**は河州に至り、嚴に州郡及び諸軍を勒し民の一物を犯すを得る^な母く、亦た輕々しく賊と戦うを得ざらしめ、然る後に示すに威恩を以てし、悔懼を知らしめんとす。**八月**，**鐵忽**等は相い帥いて**子恭**に詣りて降り、首尾は二旬に及ばず。**子恭**は、**懷**（源質の子）之子也。

● 〔胡太后は宦者劉騰を昇進させる〕 魏の宦者の**劉騰**は、手に書を解かず、而るに奸謀多く、善く人の意を揣^{はか}る。**胡太后**は其の保護之功（前の十四年にあり）を以て、累遷して侍中、右光祿大夫に至り、遂に政事に干預し、賂を納れ人の為に官を求め、效あらざる者無し。河間王の**琛**は、**簡**（齊郡王簡は137 卷齊の武帝の永明九年にあり）之子也、定州刺史と為り、貪縱を以て著名なり、州を罷めて還るに及び、**太后**は詔して曰く、「**琛**は定州に在り、唯だ中山宮（後燕は中山に都し宮室を建てる。魏は中山に克ち中山宮とす）を將いて來たざるのみ、自餘は致さざる所無し、何ぞ更に復た敘用す可けんや！」

遂に家に廢す。**琛**は乃ち**騰**の養息（養子）と為らんと求め、**騰**に金寶巨萬計^{まいた}を賂す。**騰**は之が為に**太后**に言う、都官尚書を兼ねて、出でて秦州刺史と為るを得、會々**騰**は疾篤く、**太后**は其の生きるに及びて而して之を貴とせんと欲す。**九月（閏月）**，癸未（19-19+1=1 日）朔、**騰**を以て衛將軍と為し、儀同三司を加える。

● 〔高太后の卒、葬礼せず〕 魏の**胡太后**は天文に變有るを以て、**崇憲高太后**を以て之に當たらしめんと欲す。戊申（44-19+1=2 6 日）夜、**高太后**は暴に卒す。**冬，十月**，丁卯（3+60-49+1=1 5 日）、尼の禮を以て北邙に葬し、諡して**順皇后**と曰う。百官は單衣邪巾（古は二十にして成人とし、士は冠し庶人は巾す。邪巾は斜めに首に載せる。衰經喪冠を捨てて單衣邪巾するは喪を成さざるを示す）し送りて墓所に至り、事は訖り而して除く。

■ 乙亥（11+60-49+1=2 3 日）、臨川王の**宏**を以て司徒と為す。

● 〔魏の仏寺の制限は実現せず〕 魏の**胡太后**は使者の**宋雲**を遣わして比丘（僧侶）の**惠生**と西域に如き佛經を求めしむ。司空の任城王の**澄**は奏し、

「昔**高祖**は遷都し、制して城内に唯だ僧尼寺各々を置くを聽し、餘は皆な城外に置かしむ。蓋し道俗歸を殊にすれば、其の塵外に淨居せんと欲するを以ての故也。正始三年、沙門統の**惠深**は、始めて前禁に違ひ、是より詔を卷きて行わず、私謁は彌々衆し、都城之中に、寺は五百を逾え、民居を佔奪し、三分して且に一なり、屠沽（犬や豚を殺して肉をとる者と、町で酒を売る者）塵穢（ちり汚れ）、連比（三つ以上の比）雜居す。往者^きに代北には**法秀**之謀（135 卷齊の太祖の建元三年にあり）有り、冀州には大乘之變有り。太和、景明之制は、徒に^{ただ}錙素をして途を殊にせ使むのみに非ず、蓋し亦た以て微を防ぎ漸を杜ぐなり。（9-025p）昔如來（釈迦）は教えを聞き、多くは山林に依る。今此の僧徒は、城邑に戀著し、正に以て利慾に誘われ、自ら已む能わず、此れ乃ち釋氏之糟糠、法王（仏）之社鼠にして、内戒（釋氏の戒律）の容れざる所、國典（曲×）の共に棄てる所也。臣は謂うに都城内の寺の未だ成らずして徙す可き者は、宜しく悉く郭外に徙すべし、僧の五十に満たざる者は、小を並せて大に従わん。外州も亦た此に准ぜん。」

詔して之に従う、然るに卒に行う能わず。

● 〔塩の専売制の復帰〕 是の歳、魏の太師の雍等は奏す、

「鹽池は天藏にして、群生(人々)を資育す、先朝は之が禁限を為すは、亦た苟くも細民と利を争うに非ず。但だ利は天池に起こり、取用は法無し、或は豪貴封護し、或は近民吝守し、貧弱は遠來し、邈然として望みを絶たん。因りて主司を置き、其をして裁察せ令め、強弱は相い兼ね、務めて所を得令めんとす。什に一之税は、古より之有り、務める所の者は遠近齊しく平かに、公私は兩つながら宜しき耳。甄琛(146 卷五年にあり)が啟して罷禁(続は禁集)せんことを求めるに及び、乃ち繞池之民の尉保光等は擅に自ら固く護ると為る。其の障禁を語ること、官司に倍し、取與自由にして、貴賤は口に任す(鹽價の貴賤は其の口の出す所に任するなり)。請う先朝に依り之を禁じるを便と為す。」

詔して之に従う。

令和 4 年 10 月 20 日 翻訳開始 11094 文字

令和 4 年 11 月 17 日 翻訳終了 23212 文字